

## 事業計画書

令和3年7月16日

団体名	一般社団法人 西区区民利用施設協会		
代表者	代表理事 天笠 米藏	団体設立年月日	平成22年4月1日
団体所在地	横浜市西区藤棚町一丁目55番地3号		
連絡先	Tel 045-231-2805 Fax 045-231-2807		
現在運営している施設名	施設種別	施設所在地	運営期間
藤棚地区センター	地区センター	西区藤棚町2-198	始H9年6月1日 至R4年3月31日
戸部 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区御所山町1-8	始H8年5月28日 至R4年3月31日
浅間 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区浅間町5-375-1 グランドマスト横浜浅間町2階	始H28年9月26日 至R4年3月31日
平沼集会所	集会所	西区西平沼町5-70	始H23年4月1日 至R4年3月31日
境之谷公園 こどもログハウス	ログハウス	西区境之谷105-1	始H7年4月1日 至R4年3月31日
西前小学校 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区中央2-27-7	始H7年4月1日 至R4年3月31日
稻荷台小学校 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区藤棚町2-220	始H7年4月1日 至R4年3月31日
東小学校 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区東ヶ丘59	始H7年4月14日 至R4年3月31日
軽井沢 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	西区北軽井沢24	始H13年4月1日 至R4年3月31日

## 1 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等

#### (協会の理念・基本方針等)

私たちは、『西区における区民利用施設の管理運営と区民の自主的な活動の支援を通じて「活力とふれあいのある快適な地域社会の実現」に貢献する』という経営理念のもと、地域交流の拠点施設として事業を展開しています。

##### ◎ 経営方針

- ①私たちは、お客様が「来て楽しい！」「また来たい！」と満足感と親しみを感じていただける施設運営を目指します。
- ②私たちは、最良のサービスをお客様に提供するため、一人ひとりが自ら考えて行動します。
- ③私たちは、「地域密着型施設」として地域の皆様と一緒に施設を運営し、地域の連帯意識の向上に努めます。

##### ◎ 協会の特色

当協会は、西区内6地区連合町内会自治会の会長が役員に就任し、区連長が会長を務めています。職員も70人の内、96%の67人が西区内あるいは西区に隣接している地区に在住しており、地域に根差した団体という特徴を持っています。

#### (施設等の管理実績)

平成7年度からの当協会が運営する施設の延べ利用者数は、約576万人を超え、地域の皆様から信頼され親しまれる地域の拠点をつくってきました。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
藤棚地区センター	神奈川県横浜市西区	平成9年6月	指定管理
戸部コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成8年5月	指定管理
浅間コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成16年3月	指定管理
平沼集会所	神奈川県横浜市西区	平成23年4月	指定管理
境之谷公園こどもログハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	指定管理
西前小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
稲荷台小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
東小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
軽井沢コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成13年4月	委託管理

#### (団体の財務状況)

一般社団法人として活動を開始した平成23年度から平成29年度までと令和元年度は正味財産増加額がプラスになっています。また、平成30年度は正味財産増加額が初めてマイナスとなりましたが、令和3年3月31日現在で正味財産は58,630,537円となっており、流動比率も314%を保っています。今後も経営基盤を安定させ、持続的に良質なサービスを提供できるように努めてまいります。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

## 1 団体の状況

### (2) 応募理由

#### 1 背景

こどもを取り巻く環境は以前と比べて大きく変わっています。

以前では、公園などで学年が違う小学生などが一緒に遊んでいて、その遊びの中で年上、年下の子どもたちとの付き合い方や礼儀作法を学び、心身共に発達していくのがどこの地域でも見受けられたと思います。しかしながら、最近では少子化が進み、家庭では遊ぶ兄弟姉妹もなく、ICT の目覚ましい進歩・普及で、一人でも遊べるコンピューターゲームが子供の遊びの中心になったといっても過言ではないと思います。このような中だからこそ、安心して安全な場所で遊べる公共施設の重要性が見直されなければならないと考えます。

#### 2 当協会の目的

当協会は、旧西区区民利用施設協会の理念を継承し、区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的として、平成22年に一般社団法人化を図っています。

事業の推進にあたっては、地域との連携や協力関係を柱に、長年培ってきた経験と実績を基に、現在区内9施設の区民利用施設の管理運営を行っています。

こどもログハウスについても、平成7年4月から旧協会が管理運営し、その後、当協会に引き継がれています。

#### 3 応募理由

こども施策には様々な取り組みがありますが、こどもログハウスは、「自由に集い、遊びを通じて成長できる場、また、幼児と親のふれあいの場や青少年の健全育成を推進する場」という設置理念があるので、この施設の管理運営を通じて、地域に根ざした公共施設を目指し、こどもが安全・安心かつ楽しく過ごせる環境を提供することによって、設置理念を達成し、地域交流支援やまちづくり等の支援に寄与したいと考えています。

こどもたちは、未来を担う宝です。子育て世代を支援し、こどもを見守り、健全な育成のため住民が協力して取り組むことこそが、活力ある地域を生み出し、その活力を維持する上では重要なと考えます。

当協会は、この施設の管理運営の一環として、地域の活動団体や関係機関などと連携を図りながら、地域が取り組むこうした活動を応援したいと考えております。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

## 2 職員配置・育成

(※職員の確保、配置計画、育成・研修計画について)

### 1 職員の確保

子どもと地域に理解があり、地域のニーズに適切に対応できる区内在住者（ログハウス近隣住者）を中心に公募します。公募にあたっては、特に経験や資格等は必要ありませんが、子どもが大好きで、健康で協調性や社交性のある人材を求めます。

### 2 職員の配置

- ①スタッフは、10名を雇用して開館時間中は常時2名の勤務体制とします。
- ②スタッフは、午前（午前9時～午後1時）、午後（午後1時～午後5時）それぞれ4時間をローテーションで勤務します。
- ③スタッフは、業務の役割分担を定め、必要最小限の体制で円滑な管理運営を実施します。
- ④職場・スタッフの円滑な管理、緊急時及び苦情・要望への適切・迅速な対応を図るため、リーダー（施設管理責任者）・サブリーダーを置くこととし、スタッフの中から選任します。
- ⑤館長は、近隣の「横浜市藤棚地区センター」の館長（常勤職員）が兼務し、リーダー等のスタッフへの助言・指導による的確なマネジメントを行います。
- ⑥開館時間と休館日は、横浜市公園条例施行規則どおりとします。
- ⑦開館時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ⑧休館日は8月を除く毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）と12月29日から1月3日の年末年始の期間です。
- ⑨子どもにやさしく、必要な場合にはきっちりと注意できるスタッフを配置します。

### 3 職員の育成・研修計画

ログハウスでは、単なる子どもの遊びの見守りだけでなく、ログハウスに求められる青少年の健全育成施設としての役割も担っていますので、スタッフに対して次の業務を円滑に行えるように指導・育成します。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ①遊具・施設の安全点検、清潔維持  | ②安全で快適な遊びのための助言・指導 |
| ③子供が主体の自主事業の企画・運営 | ④経験等を生かした子育て支援     |

特に、行事やイベントでは、子供たちに喜ばれるためにスタッフの創意工夫が必要です。

このため、毎月の休館日のうち年10回スタッフ全員による会議を開き、運営上の情報の共有化を図り、課題等について話し合うことにより、スタッフのレベルアップを図るとともに、子どもを含めた利用者に対して公平・公正な対応ができるようにします。

また、サービス向上のため各種研修を受けてもらいます。

- |         |           |          |       |        |
|---------|-----------|----------|-------|--------|
| ①人権啓発研修 | ②個人情報保護研修 | ③感染症予防講習 | ④消防訓練 | ⑤AED研修 |
|---------|-----------|----------|-------|--------|

### 4 事務局のバックアップ体制

①建物・設備の保守契約を行います。②現金管理以外の経理を担当します。③スタッフの採用、労務関係事務を行います。④土曜・日曜・祝日を含め毎朝、開館状況をEメールで確認します。⑤大きなイベント等で人手が足りない際には事務局職員が手伝います。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

#### (1) 施設及び設備の維持保全並びに管理

当協会は、指定管理施設を安全・快適にご利用できるよう、また、施設・設備の長寿命化を図るため、職員による日常点検を強化するほか、西区との協定書を遵守し、法定点検を基本とする施設維持管理計画を実施します。

##### 1 建物・設備等の保守管理及び点検

建物・設備等については、不具合の早期発見を図るために、日頃からスタッフが館内の巡回点検や日常清掃の際に併せてチェックシートにより点検を行います。不具合のある個所を発見した場合は、業務日誌等で報告し、専門的な技術を要しない軽微な修繕や点検は、職員やスタッフが早期に対応し、経費の削減に努めます。大規模な修繕を伴う場合は、西区と調整し適正な保守管理を行います。

##### 2 施設及び設備の点検

スタッフが、毎朝チェックリストを用いて遊具と室内外の状況の安全点検を行い、不具合がある場合は応急措置等の対応を行います。応急処置を施しても安全性に少しでも疑問が残る場合には、その遊具を使用禁止にして、区役所に報告して対応を協議します。

また、年1回横浜市による「こどもログハウス内遊具点検」を受け、不都合な箇所等について、修繕等の意見を具申しています。

消防用設備については、専門業者に年2回点検を委託して行います。

##### 3 清掃

スタッフが毎日、施設内外の日常清掃を行います。特に、トイレ等の水回りは便器の洗浄も含め、常に良好な衛生環境を保持します。

また、床清掃〈洗浄・ワックス〉(年12回)、窓ガラス清掃(年4回)、照明器具清掃(年1回)は、専門業者に委託して行います。

##### 4 保安警備

事故・犯罪を未然に防ぐため、館内外の巡回点検と併せて、スタッフが見回りを行います。また、閉館時の施錠後は、機械警備により万全を期します。

##### 5 公園管理者との連携

公園内での事故や遊具・構造物の破損、樹木の倒木など来園者等からログハウスに連絡が入ります。来園者の多くがログハウスの利用につながっていることから、公園管理者(土木事務所)とは密接に連絡を取り合い対応します。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

#### (2) 小破修繕への取組

施設の大規模修繕は平成22年度、28年度に行われていますが、日頃から建物の傷みや設備に故障がないかを注意し、修繕すべき箇所を早めに発見することを心がけ、適正な管理に努めています。

また、遊び道具としての遊具は特に不具合や汚れがあっては、こどもたちが安心して遊べる環境を提供できないことになり、事故につながる可能性もあります。

このため、安全な遊び場を提供するため、毎日、遊具等の安全点検を実施し、「安全点検チェックリスト」「遊具・設備の気になるリスト」で管理し、スタッフ間で情報共有し、早めの修繕につなげていきます。特に遊具については年1回専門業者に委託して詳細な点検を行っています。

こどもログハウスは、こどもたちにとって、施設に備えられた設備や遊具を自由に使って様々な体験ができる場であり、遊びを通じて好きなことや自分に秘められた能力や知識を発見する機会となるところです。

このため、施設管理者としては、施設の安全確保は勿論、遊具等についても常に安全な状態で提供していく必要がありますので、不具合や損傷を発見した場合には、速やかに安全性を保てるように修繕を行います。

不具合のある個所は、専門的な技術を要しない軽微な修繕は、職員やスタッフが早期に対応し、経費の削減に努めます。大規模な修繕を伴う場合は、西区と調整し適正な保守管理を行います。

#### 【職員・スタッフによる主な小破修繕の実績】

- ①2階網戸の破損補修
- ②柱ひび割れパテ補修
- ③登り棒・床等さくられやすりがけ補修
- ④遊具ネット破損補修
- ⑤館内掲示板の補修
- ⑥幼児コーナー・玄関階段滑り止め補修
- ⑦玄関流し台補修

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

#### (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応

##### 1 事故防止

子どもの安全確保には、どのような事故が起きるかわからないことを前提に、スタッフが常に注意を払うことと、建物や設備の点検を基本とし、次のような対応を図ります。

###### ① 見守りと声掛け

常に館内を見回り、見守りや声掛けを行うことにより、子どもの危険な行為や異常を察知し、事件・事故を未然に防止します。また、見守りだけでなく、危険な事態が生じそうになったらきっちりと注意をします。

###### ② 日常点検とその対応

館内外の建物や設備については、毎日チェックリストに基づき点検を行い、簡易な不具合の箇所であれば、スタッフが応急補修や修繕を行います。

子どもは、遊びを通して危険を回避する身のこなし方などを身に着けていきます。安全確保の観点から予防策として「遊具の正しい使い方」を分かりやすく案内します。

###### ③ 再発防止

事故が生じた場合は、原因を究明し、対応策を図り再発防止につなげます。また、ヒヤリハット事例を毎月のスタッフ会議で共有し、どのようにすれば安心・安全に利用できるかスタッフ全員で考え、対策を共有します。

##### 2 緊急時（防犯）の対応

万が一はからずも負傷事故が発生した時は、

- ①スタッフは状況を判断して備え付けの救急箱を使用して応急措置を講じます。
- ②応急措置で対応ができない場合は、救急車を手配し病院へ搬送する手続きを取ります。
- ③搬送の場合、必要に応じてスタッフが救急車に同乗し付き添います。
- ④スタッフは、①から③と並行して、予め届出頂いた当事者の連絡先（保護者等）へ通報し、事情を説明します。
- ⑤その後も的確な時期に連絡を取り、経過を把握し、見守ることとします。
- ⑥これら一連の経過については、事故原因等を含め、速やかに館長、事務局、区へ報告します。

閉館時の防犯については、機械警備会社と契約し万全を期します。また、開館時においても、犯罪者が侵入し利用者・スタッフに危害を及ぼす事態に対応するため、事務所内に機械警備会社に通じる緊急通報機器を設置します。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

#### (4) 防災に対する取組

消防法関係法規その他の法令を遵守し、防災訓練の実施などを通じて、スタッフ全員が防犯・防災意識を高め、地域の方々が安心して利用できる環境を整えます。防犯、防災、その他の災害・事故予防のためにマニュアルを作成し、マニュアルに沿って行動できるように訓練を実施し、緊急時にも利用者の安全確保ができる体制を整備します。

##### 1 事故、災害の予防対策・事前対策

- ①館長を防火・防災の管理者とし、緊急時対応マニュアル、関係機関（区役所、消防、警察等）と事務局を含めた緊急時の連絡体制、防犯・防災マニュアル等を策定・整備し、スタッフ全員で共有します。
- ②消防訓練マニュアルに基づき、年1回消防訓練を行い、通報訓練、避難誘導訓練及び初期消火訓練を実施します。
- ③館内にAEDを設置し、スタッフ全員が取り扱えるように消防署の協力を得て、取扱訓練を年1回実施します。
- ④横浜市から震災における「補充的避難場所」として指定を受けて防災対策に協力していることを、スタッフに周知します。
- ⑤「子ども110番の家」のステッカーを入口に貼り、その対応の周知徹底を図ります。
- ⑥緊急時の連絡用としても利用できる携帯電話を館に1台整備していますので、防災情報は横浜市防災情報Eメールから受信し、防犯情報は西区犯罪発生情報メールから情報を得て、正確に利用者に対し随時情報提供し、かつ、スタッフが迅速に対応できるようにします。
- ⑦1日3回、スタッフが施設内外を巡回して安全確認を行ないます。
- ⑧閉館時の防災、防犯については、機械警備会社と契約し万全を期します。また、開館時においても、犯罪者が侵入し利用者・スタッフに危害を及ぼす事態に対応するため、事務所内に機械警備会社に通じる緊急通報機器を設置します。
- ⑨マニュアルに基づき、毎日の閉館前に、点検確認簿により自主点検します。
- ⑩施設で事故等が発生した場合に備え、対人補償の対応を確保するため、施設賠償責任保険に加入します。
- ⑪子どもに特化した施設ですので、見守りだけでなく、危険な事態が生じそうになったらきっちりと注意します。
- ⑫ヒヤリ・ハット事例を毎月のスタッフ会議で共有し、どのようにすれば安心・安全に利用していくいただけるかスタッフ全員で考え、対策を共有します。

##### 2 緊急時の対策、対応

- ①災害発生時は落ち着いて行動し、第一に利用者の安全を確保した後、関係機関（警察、消防等）に緊急連絡すると共に事務局や区役所へ状況報告します。
- ②大規模地震等の災害時は、迅速、柔軟に対応し、西区と連動して行動します。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

次のような方法で、利用者ニーズ等を把握し、運営に反映します。

##### 1 利用者の生の声の把握

窓口対応の中で、日常的に地域の方や利用者とコミュニケーションを密にして、気軽に意見が言える環境をつくり、利用者の生の声を把握します。また、子どもからは、子ども目線で話しやすい雰囲気を作りながら聴いていきます。

##### 2 ご意見箱の設置

館内にご意見箱を設置して利用者が気軽に投稿できるようにし、投稿された意見に対しては次のように対応します。

①「投稿された意見」で直ぐに改善可能な事項は、即時に対応し、その旨を連絡ノートに記載し、スタッフ間で情報を共有します。また、改善策の回答は館内に掲示し、どのように対応しているかが他の利用者にも分かるようにします。

②「投稿された意見」で直ぐに対応できない事項は、スタッフ会議等で検討し、そのニーズや要望の内容と検討結果の回答を館内に掲示します。

③苦情があった場合も、上記と同様に対応します。

##### 3 アンケート調査の実施

利用者アンケートを年1回実施し、アンケートに記入された意見・要望については真摯に受け止め、スタッフ間で共有して問題点を話し合い、実現・実施すべき事項については具体的行動に移します。また、その対応策の回答を館内に掲示・公表します。

自主事業についても参加者アンケートを実施し、開催方法など改善の手掛かりとします。

##### 4 ログハウス運営委員会の開催

地元自治会・町内会役員及び公園愛護会などの地域団体の代表者並びに利用者団体の代表者により構成されるログハウス運営委員会を年1回開催し、地域ニーズや事業運営の基本的事項について意見をいただき、それを運営に反映させ、地域に密着した運営を実現します。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

### 3 こどもログハウスの管理運営

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

#### 1 個人情報保護等の体制

当協会は、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「個人情報取扱特記事項」に基づき個人情報を適切に取り扱います。

##### ① 職員への周知

- 館長を個人情報保護責任者とし、個人情報の保護及び適正な取扱いを徹底します。
- 館長は、年に一度、職員やスタッフ全員を対象とする研修を実施し、受講者は、「個人情報保護に関する誓約書」に誓約し、個人情報に関する意識を高めています。

##### ② 適正な管理

すでに整備済みの「当協会の個人情報の取り扱いに関する規定等」により適正な管理を行っています。

- 個人情報は使用目的を明確にし、必用最小限度しか収集しません。
- 小中学生には入館時に連絡先を書いてもらい、緊急時には保護者と連絡をとれる体制を作りますが、忘れ物等の確認が済んだ次の日の朝には、連絡先を書いた紙はシュレッダーにより確実に処分します。
- 年1回、個人情報取扱いチェックリストに基づいて点検します。

#### 2 情報公開への取組

横浜市の「情報公開に関する標準規定」に準拠して制定した「情報公開規定」に基づき、適正に情報の公開に努め、区民の皆様の知る権利に応え、信頼性・透明性を確保します。また、受付窓口等で事業や施設の概要、事業計画、事業報告、第三者評価等の情報を積極的に提供しています。

#### 3 人権尊重の取組

当協会は職員及びスタッフの人権感覚を高めるため、休館日等を利用して人権研修を実施しています。また、区民利用施設は、年齢、性別、障害の有無に関わらず様々な方が利用されます。そのため、利用者の人権を尊重し、誰もが安全で安心して利用できる施設の運営に取り組みます。

#### 4 環境に配慮した取組

当協会では、ヨコハマ3R夢プランを推進するため、ごみの減量化と分別を徹底し、リデュース、リユース、リサイクルに努めます。また、ごみの回収は、分別を徹底した横浜市のごみゼロルート回収を活用しています。なお、利用者のごみは利用者に持ち帰っていただいているいます。

#### 5 市内中小企業優先発注

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨に基づき、修繕等の発注や物品及び役務の提供にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている企業のうち、市内中小企業へ優先発注します。特に地元の西区内業者に優先的に発注するように心がけています。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

## 4 事業の企画・実施

### (1) 事業計画、事業展開

こどもログハウスは、地域での青少年の育成、特に「児童が放課後に身近なところで、安全で楽しい時間が過ごせる」ことを目的として、子ども同士の遊びを通して、家庭や学校では体験できないような想像力や表現力を育む魅力ある施設として設置されています。

利用対象者は、原則小学生を中心に幼児から中学生までとし、幼児が利用する場合は保護者等の付き添いが必要です。このことから、幼児から中学生までの異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して創造性、協調性、社会ルールなどを培う場であると言えます。

そこで、ログハウスでは、次のような自主事業を計画するとともに、地域の活動団体や子育て支援関係機関とも連携した事業を展開します。なお、新型コロナウイルスの影響が残るなか、実施にあたっては市のガイドラインで示された感染状況に応じた利用制限等を遵守してまいります。

#### 1 自由に集い、遊びを通じて成長することが出来る場

子どもは、様々な遊びを通じて自分の好きなこと、得意なことを発見したり、色々な知識を身に着け、自然と感性を磨き、想像力を伸ばす可能性を秘めています。

子どものそのような潜在能力を引き出すために、積極的に参加ができるような興味と関心を引く自主事業や自信を持たせられる事業を企画実施します

「ログハウスキャラクター名大募集」、「スタッフと一緒におりがみ教室」、「ぬりえ大募集」

#### 2 幼児と親のふれあいの場

子育て世代への育児支援対策として、乳幼児とその親と一緒に遊ぶことで親子の触れ合いが深まる事業や子育て世代同士が交流しあえる事業、さらに民間法人等が行う子育て支援事業に場所を提供するなど協力していきます。また、利用者ニーズを把握しながら、誰もが気軽に参加できる文化や伝統を継承した季節行事を自主事業に取り入れ、親子が楽しくふれあいます。

「七夕まつり」、「ログハウスのハロウィン」、「ログハウスのクリスマス」、「お正月あそび」

#### 3 青少年の健全育成を推進する場

子ども同士が遊びや交流を通じて、年上の子どもが年下の子どもの面倒を見る関係やいじめのない仲間づくりにつながるように常に気を配り、青少年の健全育成を図ります。また、社会ルールとその行動規範を身に着けられるような自主事業を企画実施します。

「おはなしコロコロたまてばこ（横浜市立みなと総合高校の生徒に講師依頼）」、「みんなでワイワイ水あそび」

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

## 4 事業の企画・実施

### (2) 施設の利用促進

次のような方法で、施設の利用促進を図ってまいります。

#### 1 スタッフの笑顔での対応

施設の印象は受付の対応で大きく左右されますので、「来て楽しい！」「また来たい！」と感じられる笑顔での対応で利用を促進します。

#### 2 ニーズに合わせた事業の企画・実施

利用者からの聞き取り、スタッフの持ち寄る情報、利用者アンケート結果、他のログからの情報等から利用者及び潜在的利用者のニーズを把握し、ニーズに合わせた事業を企画・実施して利用を促進します。

#### 3 団体利用の受け入れ

比較的スペースに余裕のある平日の午前中に事前調整をしながら近隣の保育園・幼稚園の団体利用を受け入れ、その後の個人利用につなげていきます。

#### 4 未就園児利用増加へ向けた働きかけ（クチコミ、幼稚園への広報活動等）

ログハウスの存在について知らない区民もまだかなりいるので、利用者を通じたクチコミ、幼稚園・保育園等に対し、「ちびっこりでだより」を定期的に配布するなど広報活動を充実し、未就園児の利用を増加させます。

#### 5 広報活動の充実

①ホームページの充実やタウンページなどの各種広報媒体、各自治会・町内会の掲示板を積極的に活用しながら、こどもログハウスだより等によるタイムリーな情報を発信します。  
また、令和3年5月からホームページをリニューアルし、館の職員・スタッフがタイムリーな情報の提供を行います。

②自主事業等のポスターは、当協会が運営する施設に掲示するなど広報に努めます。

#### 6 公園と一体となったログハウスの魅力向上

公園で実施する地域の納涼大会では、トイレ等の使用のため施設を夜間開放するなど公園と一緒にしたログハウスの魅力を高め、利用促進を図ります。

#### 7 子どもの居場所づくり

公園の中に立地している特性を生かし、公園でもログハウスでも遊べる子どもの居場所づくりを進め、利用促進につなげていきます。

#### 8 遊具の更新

子どもたちがまた来たくなるように、ニーズに合わせた簡易な遊具を順次更新して楽しんでもらいます。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

#### 4 事業の企画・実施

##### (3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案

###### 1 地域課題の把握及び課題をふまえた事業提案

ログハウスは、隣接区の南区に近く、境之谷、藤棚町、久保町に囲まれた高台にある境之谷公園内に平成3年4月に設置された施設です。

当協会は、平成7年4月から地元境之谷西部町内会の協力を得て、ログハウスの運営を担っています。

利用者は主に小学生であり、区内の稻荷台小、一本松小、東小、西前小の児童が多く、休日は保土ヶ谷区の富士見台小、南区の太田小等の児童も利用しています。

中学生は西中、岩井原中（保土ヶ谷区）の生徒の利用があります。

利用者はこの他に近隣の幼稚園・保育園の遠足などの団体利用と区内の未就学児と保護者です。

少子高齢化が進むなか、ログハウス周辺地区では、老人人口比率が25%を超える高齢化が進んでいる町内もありますが、5歳児以下の児童数は藤棚町を除いて増加をしていますので、ログハウスの主な利用者層の児童・生徒は減少してない傾向にあります。

また、利用者数は、29年度3万5千人、30年度3万2千人とわずかながら減少し、学校が休みの週末（土、日）に利用が集中しており、平日の約1.8倍になっています。（コロナ禍による臨時休館・制限開館での参考実績：元年度2万8千人、2年度6千人）

このような状況等から、平日の利用者数を増やすための事業を行います。

例えば、幼稚園・保育園の遠足などの団体利用の回数を増やしていくだけるように、来館時に折り紙やぬり絵などを提供します。

また、令和元年に参加者が800人を超えた「ふれあい動物園」は、新型コロナウィルス感染症防止のため令和2年度から中止しておりますが、今後、実施する場合は、地元町内会のバザー等と同日開催にして双方の利用者アップを目指します。

さらに、親子での参加だけでなく、おじいちゃん・おばあちゃんとも一緒に参加できる事業を検討してまいります。

令和3年5月にホームページをリニューアルして、施設からタイムリーに最新の情報が提供できるよう体制を強化しましたので、楽しめる自主事業の発信をしてまいります。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

## 4 事業の企画・実施

### (4) 関係機関及び地域団体との連携

ログハウスの運営は、地域、関係者との関わりの中で成り立っています。

地元自治会・町内会、公園愛護会、こども会、青少年指導委員、スポーツ推進委員、保育園・幼稚園、小学校・中学校や子育て支援団体の協力がなくては成り立ちません。これからも関係機関等との連携を継続・強化してまいります。

#### 1 運営委員会

委員には、町内会、青少年指導委員協議会、公園愛護会、子ども会、スポーツ推進委員協議会、小学校、中学校等様々です。隨時、運営全般にわたり助言、ご意見をいただきます。

#### 2 地元町内会

地域の子ども会や町内会が公園で実施する「こども会キャンプ」「納涼大会」では、スタッフが積極的に参加し、地域の方々との交流を深めています。また、夜間での開催では施設を開放してトイレ等を貸し出して協力しています。

#### 3 地域の学校や保育園・幼稚園

- ・小学生は学校で学んだことの発表チラシを館内に掲示しています。
- ・ベルマークの回収箱の設置や「こども110番の家」の登録など地域の小学校と交流しています。
- ・中学校では近隣中学校2校の生徒の職業体験学習を受け入れています。
- ・高校のクラブ活動に働きかけ、自主事業「おはなしコロコロたまてばこ」で発表してもらい、高校生とこどもたちとの異年齢交流の場を設けています。
- ・近隣の幼稚園・保育園では、園児の散歩コースにログハウスを入れてもらい、遊び場所・休憩場所として活用していただいています。

#### 4 公園愛護会

ログハウスは公園の一部であり、花壇の季節ごとの花の植え替えや清掃等公園の日常管理を行う公園愛護会に協力して利用者に喜んでもらいます。

#### 5 災害時の避難場所提供

当協会と西区、稲荷台小学校地域防災拠点運営委員会で結んだ避難場所使用に関する協定に基づき、横浜市内で震度5強以上の地震が発生した際には、要請があればログハウスを補充的避難場所として提供します。

※ A4版1枚内でまとめるよう、お願ひいたします。

## 5 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額

#### (2) 施設の課題等に応じた費用配分

##### (1) 指定管理料の額

- ・ログハウスを適切に運営するためには、指定管理料については提示された西区指定上限額は最低必要です。
- ・ログハウスは、子どもが利用するという施設の性格から、原則、利用料は無料としています。ただし、保護者が参加する一部のイベントの実施時には、材料費等を徴収することを検討します。
- ・その他の增收策としては、自動販売機を設置し、雑収入を確保することを検討します。

##### (2) 施設の課題に応じた費用配分

- ・ログハウスでの支出は、人件費が大半で、午前・午後各2名体制のスタッフの賃金に充てられます。また、大きなイベントではスタッフを総動員して、それでも足りなければ他館からの職員の応援を得て運営を行います。
- ・自主事業は、子ども達が楽しむ笑顔を想像しながらスタッフ自ら企画立案し、使用する遊具や教材などは、スタッフが手作りして経費削減に努めます。
- ・この施設の衛生管理の維持や夜間の防犯管理などの管理は、専門業者に委託することとして必要な経費を予算化します。なお、区の土木事務所が管轄する公園内の施設という位置付けから、電気・水道の光熱水費は、協会としての経費支出はありませんが、節電対策や総コスト削減という観点から経費削減に努めます。
- ・平成3年4月28日の開館以来30年が経過していますので、建物の修繕箇所が多くなっています。区と調整して計画的な修繕を行ってまいります。

△4版1枚内でまとめるよう、お願いいいたします。

## 6 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応

横浜市から示される新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る対応方針及び国・県・各業種別団体等が感染拡大状況に応じて策定しているガイドラインを遵守して対応します。

### 1 感染防止対策等

当協会運営施設での共通対策として、

利用者に対しては、

①入館時の手指消毒、②非接触型体温計での検温、③体調・連絡先確認のためのチェックシートの記入、④マスクの着用をお願いしています。

また、施設の利用については3密（密閉・密集・密接）を回避するため、感染拡大状況に応じて、①人数制限、②利用内容制限、③利用時間制限をさせていただきます。また、館内での飲食（必要な水分の補給を除く）の自粛をお願いしています。

施設側としては、窓開け、空気清浄機・サーキュレーターの使用等による換気対策を徹底します。施設の手すり、部屋の床・畳・椅子・机、トイレ、使用済みスリッパ等の消毒を徹底します。

受付窓口では、ビニールで仕切りをして利用者と応対します。

職員・スタッフに対しては、

毎日の体調管理と検温等健康管理をお願いしており、体調不良のときは館長に連絡するよう指示をしています。

### 2 ログハウスでの特徴的な対応策

木造2階建てのログハウスは、登り棒、ネット渡り、滑り台等の室内遊具を有し、床材は全面木材でできています。こどもがログハウス内を遊び廻りますので、原則、滑らないように裸足で利用していただいています。そのため、感染拡大防止を図るため、室内の消毒が欠かせません。

また、子どもたちが密集・密接しないように、利用時間を短縮し、利用人数も制限して利用していただきます。利用時間と利用時間の中間には消毒の時間を設けスタッフが床・手すり等子どもが接触した箇所を消毒します。

さらに、トランプ、オセロ、輪投げなど貸し出し遊具を用意していますが、消毒に時間がかかる物や難しい物は貸し出しを禁止しています。

自主事業については、ログハウス内で作るのではなくお家に帰って作れるようなお持ち帰りキットでの対応とし、感染防止を図ります。

A4版1枚以内でまとめるよう、お願ひいたします。

団体名・共同事業体名	一般社団法人西区区民利用施設協会
施 設 名	横浜市境之谷公園こどもログハウス

## 横浜市境之谷公園こどもログハウス 指定管理料提案書及び収支予算書

### I 指定管理料提案書

提 案 額(a) (※消費税及び地方消費税を含む)	8,386,000 円	指定管理料=小計【イ】を記入 ※ 区指定上限額(b)の範囲内で提案してください。
※区指定上限額(b)	8,386,000 円	
差 引(a)-(b)	0 円	
削減率(1-(a)/(b))×100	0 %	

### II 収支予算書

#### 1 収入の部

項 目	合計金額(単位:円)	備 考 (内 容 等)
自主事業収入[A]	0	
雑入[B]	4,000	
小 計 【ア】([A]~[B])	4,000	施設運営収入の計
指定管理料	8,386,000	【ウ】-【ア】
小 計 【イ】	8,386,000	指定管理料の計
収入合計【ア】+【イ】	8,390,000	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額(単位:円)	備 考 (内 容 等)
人件費(賃金水準スライド対象) ア	6,379,000	スタッフ10名分
人件費(賃金水準スライド対象外) イ	75,000	健康診断費
事務費 (消耗品、備品費、通信運 搬費、機器リース料 等)	513,000	
事業費 (賃借費、原材料費、書籍 購入費 等)	80,000	新型コロナウイルスの影響を見 込んだ事業内容
管理費 (定期清掃、警備委託費、そ の他各種委託費 等)	200,000	
定期清掃 力	310,000	年12回
機械警備 キ	107,000	
設備点検保守 ク	15,000	消火器具・非常警報器具 および設備点検 年2回
衛生管理 ケ		
浄化槽保守 コ		
	サ	
公租公課 (消費税、事業所税)	600,000	
事務経費 (労務、経理、契約等)	111,000	
支出合計【ウ】(ア~ス)	8,390,000	

※ 金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載してください。

※ 項目は必要に応じて増減してください。